

第5次新座市総合計画前期基本計画 施策評価シート（対象：令和6年度実績）

施策 No.2 高齢者福祉の充実									基本計画掲載頁	62～63			
総合評価	B：順調に進捗した	今後の方向性	Ⅱ：一部見直し等の余地がある	施策展開の評価数				A	2	B	12	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況				A	0	B	26	C	0
成果	市内の医療機関や介護事業所、高齢者相談センターなどの地域の関係機関等との連携により、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう支援に努めるとともに、老人福祉センターや高齢者いきいき広場の運営、地域活動の周知などにより高齢者の社会参加や介護予防の促進を図った。 また、第9期介護保険事業計画に基づき、介護サービスの充実と基盤整備に努めた。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	施策展開については、おおむね現状どおり進めていくが、今後も要介護認定者数の増加が予想されるため、介護予防や健康づくりに関する取組をより一層進めていく必要がある。 また、高齢者福祉サービスを持続可能なものにしていくために、扶助費の額、利用者負担金の導入、対象者要件等、様々な側面から事業の見直しを検討する。								
課題	高齢者福祉サービスについて、高齢者数の増加に伴い利用者の増加が見込まれることから持続可能なサービスとしていくための検討が必要である。 また、オンライン介護予防教室を見直し、介護予防教室の開催回数を増やして、より多くの市民が参加して介護予防に関する情報に触れるきっかけを作る必要がある。												

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 地域包括ケアシステムの充実・推進と高齢者の権利擁護の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活ができるよう、介護予防・介護度の重度化防止に向け、地域福祉活動との連携強化や保健・医療・福祉の連携強化に取り組み、高齢者相談センター（地域包括支援センター）を核とした包括的な地域ケア体制の更なる充実を進めます。	B	・ 支援が必要な高齢者に対し、高齢者相談センターや居宅介護支援事業所等との連携を中心に、状況に応じて民生委員、医療機関等とも連携してサービス利用への支援や見守り体制を構築することで、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう地域や関係機関の連携強化に取り組んだ。	長寿はつらつ課
		B	・ 市内8か所の高齢者相談センターにおいて総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援の各業務を実施するとともに、地域包括ケアシステムの体制作りを推進することができた。 ・ 高齢者相談センターでは、軽微な内容から緊急対応が必要な内容まで、多くの相談を受理し対応している。 ・ 高齢者相談センター利用件数については、令和5年度から軽微な相談を計上しないこととしたほか、相談員の相談能力がさらに向上したことにより、スムーズに適切な支援につなぐことができたため、相談件数が減少したと考えられる。 ・ 今後も高齢者相談センターをより多くの市民に知ってもらうように出前介護相談の実施や広報等での周知に力を入れていく。	介護保険課
2	医療と介護の両方を必要とする高齢者に、在宅医療と介護を一体的に提供することができるよう、関係機関との連携を推進します。	B	・ 市内医療機関・介護事業所及び朝霞地区4市などとの間で意見交換し、医療と介護の円滑な情報連携推進のための仕組みづくりを構築するための「朝霞地区医療・介護連携お助けガイド」を作成し、朝霞地区医師会地域包括ケア支援室ホームページで公開した。 ・ 朝霞地区4市共通の課題に対しては、朝霞地区4市合同で取組を実施するなど業務の効率化にも努め、医療機関及び介護事業所で普及が進んでいない低コストで実施可能なICTによる情報連携の仕組みの構築を行った。より一層の普及率の向上に向け、検討・実施していく必要がある。	介護保険課
3	認知症の予防から早期発見、意識啓蒙に取り組み、認知症の方や家族を地域全体で見守る地域づくりを推進します。また、認知症になっても本人の意思が尊重された生活を送ることができるよう、医療・介護・生活支援サービスが連携したネットワークを形成します。	B	・ 地域共生のまちづくりのため、新たに2カ所の認知症カフェが新設され、市内7カ所で実施した。 ・ 認知症への理解促進のための認知症サポーター養成講座を24回実施し、800人近い認知症サポーターを養成した。 ・ 認知症になっても住み慣れた地域で住み続けられるために、在宅介護を支援するための介護教室を3回実施し、地域の見守り体制の構築のための模擬訓練を8回実施した。	介護保険課
4	支援や介護を必要とする高齢者が安心して地域で暮らしていくことができるよう、日常生活自立支援事業の利用や成年後見制度の周知及び利用の促進に努めるとともに、権利擁護における相談の充実を図ります。また、高齢者虐待の防止や早期発見のため、地域における関係者のネットワークづくりを進めます。	B	・ 高齢者相談センターや居宅介護支援事業所等と連携して高齢者支援を行い、権利擁護のための制度利用が必要と思われる高齢者に日常生活自立支援事業や成年後見制度の案内及び周知を積極的に行った。 ・ 高齢者虐待防止や早期発見のため、高齢者虐待防止ネットワーク研修会を開催し、居宅介護支援事業所のケアマネジャー、高齢者相談センター職員、庁内福祉部局職員が参加した。このほか、令和6年度は、虐待対応の強化のため、高齢者相談センター職員と市担当課職員で勉強会を2回実施し、各機関の役割を再認識できた。	長寿はつらつ課
		B	・ 成年後見制度に関し、令和6年度は、高齢者相談センター、基幹相談支援センター、市内法人後見実施団体、庁内関係各課等が参加する地域連携ネットワーク会議を1回実施することができた。これにより、市内の法人後見実施団体の取組状況の共有や、中核機関（成年後見制度推進室）の取組に関して情報共有、意見交換を行うことができた。 ・ 成年後見制度利用件数目標値345件に対し、令和6年度は229件であり、目標値を下回っている。 ・ 認知症患者が年々増加している中で、制度利用を必要とする方も増加していると考えられるが、現在の広報やHPによる周知方法では、制度が広く市民に知られていない可能性がある。 ・ 真に制度を必要とする市民への周知が図れるような新たな普及啓発方法（出前講座等）を検討する必要がある。 ・ 今後、中核機関に求められる利用促進機能、後見人支援機能等の整備に向けた検討を進めるとともに、より一層の制度周知を推進していく必要がある。 ・ 中核機関は、地域での幅広いネットワークなど福祉専門組織としての強みを持つ社会福祉協議会への委託も含めて検討していく。	成年後見制度推進室
(2) 高齢者の社会参加と健康づくりの推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5	高齢者の生きがいや就労につながるよう、地域ボランティア活動などの機会の提供を進めるとともに、シルバー人材センターの機能の充実を積極的に支援し、高齢者が就労しやすい環境の整備を図ります。	B	・ 運営費の一部について助成を行うことで、高齢者に働きがいと生きがいを与えとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することができた。	長寿はつらつ課
6	市内大学などとも連携しながら生涯学習・スポーツ活動や多様な交流活動の機会の充実に努めます。	B	・ 高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、老人福祉センターを3か所、高齢者いきいき広場を5か所設置し、高齢者の健康増進やレクリエーションを通じた仲間づくりの場を提供した。 ・ 高齢者の仲間同士がクラブ活動を通して生きがいと健康づくりを推進するため、老人クラブ連合会主催の各種事業の企画・実施等の支援を行った。	長寿はつらつ課
7	高齢者が主体的に社会参加に取り組み、社会的役割や生きがいを持つことが介護予防につながることから、高齢者自身が様々な担い手として地域で活躍できる仕組みの整備を進めます。	B	・ 健康長寿ポイント等を利用して対象事業への参加を促し、社会参加に取り組むきっかけづくりを行った。 ・ 介護予防ボランティアであるにぎぎの元気推進員フォローアップ講座等を行い、自主的に地域で活動できるようバックアップした。	介護保険課
8	高齢者の心身の健康保持を図るため、介護予防等自主的な取組を行う高齢者の通いの場を拡充するとともに、個人でもできるフレイル対策の取組を推進します。	A	・ 市内65歳以上の高齢者世帯に地域活動マップや介護予防ガイドブックを郵送し、通いの場の参加等による社会参加の重要性及び健康づくりや介護予防に関する情報の普及啓発を実施した。 ・ 介護予防教室や介護予防講演会などの実施や介護予防普及啓発冊子等の配布により、フレイル予防についての周知を行った。 ・ 参加者により参加しやすいよう介護予防教室の回数を増やしたり、事業内容についてもプロポザル方式で業者選定を行う内容をやより充実させたことにより、新規参加者の獲得につながった。 ・ 介護予防に取り組み高齢者が増加することにより、要介護認定率・要介護度の抑制が期待できるが、すぐに効果が現れるものではない。今後も引き続き介護予防の取組を充実させていく。	介護保険課
9	高齢者を対象とする医療制度の円滑な運営に努めるとともに、予防医療の充実を図ります。	B	・ 後期高齢者に対し健康診査と人間ドック受診費用の助成を行った。 ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業において、生活習慣病予防等の講話を行い、高齢者の健康の保持増進等の意識の醸成を図った。 ・ 人間ドックについては、当初見込を上回る受診があったが、健康診査を合わせた受診率向上を目指し、引き続き、取り組んでいく。	長寿はつらつ課

第 5 次新座市総合計画前期基本計画 施策評価シート（対象：令和 6 年度実績）

(3) 介護サービスの充実と基盤の整備		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
10	介護保険事業計画に基づき、支援や介護を必要とする高齢者が安心して暮らしていけるよう、引き続き介護サービス基盤の整備や介護サービスの充実を図ります。	B	・令和5年度に、令和6年度から8年度までを期間とする第9期新座市介護保険事業計画を策定した。この計画の内容に基づき、整備目標を示したサービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び(看護)小規模多機能型居宅介護介護)について公募を実施し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については整備を図った。	介護保険課
11	ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者に対するサービス充実のため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護など、地域密着型サービスの充実に努めます。	B	・令和6年度に地域密着型サービス事業者の公募を実施し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を整備した(令和7年4月開設)。	介護保険課
12	介護老人福祉施設や介護老人保健施設を運営する事業者に対して支援を進めます。	A	・市内の介護保険事業所等を対象に、カスタマーハラスメント研修を実施した。 ・制度改正やサービスについての情報提供を行うとともに、国や県で実施している介護人材の確保等の支援事業について周知し、活用を促進を図った。 ・市の独自政策として、介護サービスに従事する方の人材の確保及び支援を目的とした新座市介護資格等取得費補助事業を実施した。	介護保険課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点 達成度	所管課
老人福祉センター利用者数	74,885人	115,453人	118,957人				104,363人	A	長寿はつらつ課
要介護認定率	13.20%	13.96%	14.70%				13.20%	C	介護保険課
高齢者相談センター（地域包括支援センター）利用件数	16,245件	15,154件	14,006件				23,800件	C	介護保険課
成年後見制度利用件数	245件	237件	229件				345件	C	成年後見制度推進室

施策 No.27 治水対策の推進										基本計画掲載頁	100～101		
総合評価	B：順調に進捗した	今後の方向性	I：現状のまま継続	施策展開の評価数				A	0	B	3	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況				A	0	B	1	C	0
成果	柳瀬川及び黒目川の適正な維持管理（浚渫等）を埼玉県に要望するとともに、公共施設の新設に併せて大型浸透貯留施設の設置や、歩道整備工事に併せて浸透施設の設置を行った。 また、開発行為の協議の際、新座市雨水流出抑制対策技術基準に基づき、雨水貯留・浸透施設の設置を指導し、設置率は１００％となった。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	引き続き、柳瀬川及び黒目川における適正な維持管理と、治水機能の向上に向けて埼玉県に要望していく。 また、雨水の流出を抑制するため、雨水貯留・浸透施設の設置などを推進するとともに、開発行為の協議の際にも適切に指導していく。								
課題	引き続き、治水安全対策、雨水流出抑制に取り組んでいく必要がある。												

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 治水安全対策の促進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	柳瀬川、黒目川について、河川内に堆積した土砂を取り除く浚渫工事など適正な維持管理と、必要に応じて更なる治水機能の向上に向けた改修・整備を県に要望します。	B	・柳瀬川の適正な維持管理（浚渫等）について、河川管理者である埼玉県に要望（令和6年9月）を行った。	道路河川課
(2) 雨水流出抑制の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
2	降雨時における河川への急激な雨水の流出を抑制するため、公共施設の新設・改修に合わせた雨水貯留・浸透施設の設置や、歩道の整備における透水性舗装を推進します。さらに、想定を超えた大型台風や集中豪雨の発生時においても被害を抑制できるよう、公園や学校などの広い敷地を持った施設について、貯留施設としての活用を進めます。	B	・大和田水辺の丘公園の新設に併せて大型浸透貯留施設（貯留量1148.64㎡）の設置を行った。	道路河川課
3	民有地における雨水貯留・浸透施設の設置を促進します。	B	・開発行為の協議の際、新座市雨水流出抑制対策技術基準に基づき、雨水貯留・浸透施設の設置を指導した。設置件数30件、設置率100%。	道路河川課

施策のKPI（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るベースの指標値 B：目標値を達成するベースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点 達成度	所管課
開発行為等における雨水貯留・浸透施設設置率	0%	100%	100%				100%	B	道路河川課

施策 No.28 河川・水路環境の整備										基本計画 掲載頁	100～109
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数	A	0	B	3	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	2	C	0	
成果	水辺に親しめる環境づくりとして、柳瀬川及び黒目川について定期除草作業を行い、適正に遊歩道の維持管理を行った。 また、野火止用水については定期的にパトロールを行い、景観に配慮した暮らしに身近な水辺空間の維持管理を行った。 埼玉県と協議調整し、柳瀬川沿いの遊歩道未舗装区間において、埼玉県が舗装を整備した。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	引き続き、柳瀬川及び黒目川における遊歩道や、野火止用水の適正な維持管理に努めていく。						
課題	水辺空間の整備には恒常的に取り組んでいく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 計画の進捗状況	水辺に親しめる環境づくり	自然環境の保全	景観の向上	生活環境の向上	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	柳瀬川、黒目川について、整備の完了した遊歩道の適切な維持管理を進めるとともに、ウォーキングやサイクリング、自然観察など、市民が気軽に親しめるレクリエーションの場として積極的な活用を図ります。				B	・定期除草作業を行い、適正に遊歩道の維持管理を行った。 ・埼玉県と新座市が協議調整を行い、柳瀬川沿い遊歩道の一部未舗装区間において、新座市が維持管理することを条件に埼玉県が舗装整備を行った。整備されたことで、利便性の向上が図られた。	道路河川課
2	野火止用水について、護岸の補修を適宜行い、暮らしに身近な水辺空間としての活用を図ります。				B	・定期的にパトロールを行い、景観に配慮した修繕を随時行った。	道路河川課
3	市民との協働により、清掃活動や啓発活動を進め、快適な水辺空間を創出します。				B	・ボランティア団体と連携を図り、水辺空間の維持管理を行った。ボランティア団体数1団体、活動場所数1箇所、活動件数1件。	道路河川課

施策のKPI（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

[illegible]

施策 No.29 上水道の安定供給										基本計画掲載頁	102～103
総合評価	B：順調に進捗した	今後の方向性	I：現状のまま継続	施策展開の評価数		A	0	B	5	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	4	C	0
成果	水道事業の安定的・継続的な運営のため、新座市水道事業経営戦略を策定した。 また、水道法に基づく水質検査を実施し、定期的な検査を実施することで、安全な水道水の供給を担保した。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	新座市水道事業経営戦略に基づき、水道事業の経営の効率化に努めていくほか、市民への分かりやすい情報発信をしながら、節水機器の普及や節水意識の高揚を目指した取組を進めていく。 今後は各水道施設において、新座市上水道施設整備事業計画に則り計画的に整備を進めていくことにより、「安全で強靱な水道の持続」を推進する。						
課題	安全な水道水の供給体制の整備には恒常的に取り組んでいく必要がある。 また、令和6年1月に発生した能登半島地震により水道管に甚大な影響を与えた。水道施設の耐震化は減災に有効であるため、今後も職員配置状況、財政状況を鑑み耐震化率向上に努めていく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 安定的・継続的な健全経営		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	水道施設等の資産の状況を把握した上で、水道事業の安定的・継続的な健全経営に努めます。また、事業の運営状況について、市民への分かりやすい情報発信を行います。	B	・水道事業の安定的・継続的な運営のため新座市水道事業経営戦略の策定を行った。 ・運営状況等についてHPへ掲載し、情報発信を行った。	水道業務課
2	漏水調査の効果的な手法を検討し、継続的に実施していく中で、必要に応じて修繕工を行い、有収率の向上を図るなど、水道事業の経営の効率化に努めるほか、節水機器の普及や節水意識の高揚を目指した取組を進めます。	B	・節水について、広報やポスター掲載、水道週間に懸垂幕の掲揚を行った。	水道業務課
		B	・漏水調査を継続的に実施し、漏水発見後速やかに修繕することで、高い水準で有収率を維持した。 令和6年度漏水調査件数 29,569件 修繕数 85件	水道施設課
(2) 供給体制の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	水質検査を継続的に実施し、安全な水の供給に努めます。	B	・水質検査については、水道法に基づき全51項目において年1回以上実施することで、安全な水道水の供給を担保した。また、近年の「PFOS及びPFOA」の状況を鑑み、当該「PFOS及びPFOA」の検査を全ての井戸（18箇所）と浄水場（3箇所）で実施した。なお、国が定める暫定目標値を超過した井戸（2箇所）については改めて検査を行い、目標値を下回ったことを確認した。	水道施設課
4	重要給水施設へ配水する管路や耐用年数に達した管路などの耐震化を優先的に進めます。また、浄水場など、老朽化した施設・設備の適切な維持・管理を行い、施設の運用に与える影響等を勘案した上で、地球温暖化対策に配慮した計画的な更新や耐震化を進めます。	B	・重要給水施設へ配水する管路や老朽化した配水管について計画的に耐震化を進めた結果、管路全体の耐震化率はおおむね順調に推移した。今後も、新座市上水道施設整備事業計画に則り計画的に整備を進めていく。 一方で、施策のKPIである「管路耐震化率」における基幹管路（導水管・送水管・配水本管）の耐震化については、令和6年度に策定した「新座市水道施設再配置基本計画」において、水道施設の統廃合に伴い将来的に廃止や布設替えとなる管路もあり、費用対効果を見据えて導水管・送水管の整備予定を先送りしたことから、当初、本計画期間内で更新を行う予定であった基幹管路については目標値との乖離が生じている。	水道施設課

施策のKPI（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るベースの指標値 B：目標値を達成するベースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点 達成度	所管課
有収率	95%	95.63%	95.53%				96.31%	B	水道施設課
管路耐震化率（管路全体／基幹管路）	管路全体 46.4% 基幹管路 33.4%	管路全体 47.4% 基幹管路 37.0%	管路全体 47.7% 基幹管路 37.7%				管路全体 49.5% 基幹管路 64.5%	C	水道施設課
水質検査項目の合格／水質基準適合率	100%	100%	100%				100%	B	水道施設課

施策 No.30 下水道の整備促進										基本計画掲載頁	104～105		
総合評価	B：順調に進捗した	今後の方向性	I：現状のまま継続	施策展開の評価数				A	0	B	6	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況				A	0	B	3	C	0
成果	汚水については、汚水管路ストックマネジメント計画に基づき、既存施設の正常な機能の維持に努めるため、汚水管に管口カメラを入れ、劣化状況を調査ができたこと、また、既存の汚水管改築工事を行うことができたことから、おおむね目標どりに進めることができている。 雨水については、雨水幹線及び雨水枝線の整備をおおむね目標どりに実施することができた。また、既存施設の正常な機能の維持に努めるため、雨水管にテレビカメラを入れ、劣化状況を調査できたことから、おおむね目標どりに進めることができている。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	下水道事業の安定的・継続的な健全経営に努めるとともに、汚水排水対策及び雨水排水対策を推進していく。 また、維持・管理について、国から調査等の法改正を含めた新たな判定基準や優先順位の考え方が示された場合、速やかにストックマネジメント計画へ反映させ対応をはかっていく。なお、令和7年度に雨水管を含めた現ストックマネジメント計画の見直しを予定しており、策定後速やかに計画的な予防保全に努めていく。								
課題	今後、法定耐用年数を経過する管渠が増加することが見込まれることから、汚水管だけではなく、雨水管についてもストックマネジメント計画を策定し、計画的に整備を進めていく必要がある。 また、八潮市の道路陥没事故を受けて、下水道管渠の維持管理における国・県から新たな方針等が示された際、速やかに対応ができるように備えていく必要がある。												

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 安定的・継続的な健全経営		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	下水道事業の経営状況、下水道施設の資産の現状を踏まえ、中長期的な経営の基本計画を定め、下水道事業の安定的・継続的な健全経営に努めます。	B	・維持管理費の増加等に伴い、収支の悪化が見込まれたため、下水道使用料を令和7年7月に平均24.9%改定することとして、同年3月に下水道条例を改正した。今後も健全経営に努めていく。	下水道課
2	公共下水道未接続世帯の解消に向けて、未接続家屋・事業所への水洗化指導、啓発により、接続率を高め、整備された公共下水道の有効活用に努めます。	B	・公共下水道未接続世帯について、定期的に水洗化指導を行った結果、令和6年度水洗化指導件数651件のうち、接続10件、空地、駐車場等の指導対象外は21件あった。	下水道課
(2) 汚水排水対策の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	事業認可区域の計画的な整備を推進します。	B	・新座駅北口土地区画整理地区内において、区画整理事業の進捗に伴い、汚水枝線の整備を行った。具体的には「新座市公共下水道新座駅北口土地区画整理地区汚水枝線工事その21」（φ200mm、L344.34m）、新座市公共下水道新座駅北口土地区画整理地区汚水枝線工事その22」（φ200mm、L307.66m）を予定どおり実施することができた。	下水道課
4	既存の汚水管の計画的な維持管理、改築・更新に努めます。	B	・汚水管路ストックマネジメント計画に基づき、既存施設の正常な機能の維持に努めるため、汚水管の管口カメラの調査を行うとともに、既存の汚水管改築工事の実施をすることができた。 ・調査については「新座市公共下水道汚水ストックマネジメントに伴う下水道施設調査業務委託」「新座市公共下水道汚水管路調査業務委託」により管口カメラ調査を1122基、テレビカメラ調査を2430m実施した。判定結果より緊急度Ⅱ206m、緊急度Ⅲ1459mであることがわかった。 ・改築工事については「新座市公共下水道三芳町本多幹線改築工事その2」（φ1650mm、L285.39m）「新座市公共下水道畑中一丁目、奥一丁目、野火止七丁目地区汚水枝線改築工事」（φ300mm・φ250mm、L108.66m）を予定どおり改築することができた。 ・八潮市での道路陥没事故を踏まえ、本年1月30日に、道路陥没へ影響が大きい流域接続点周辺2か所と、腐食のおそれ大きい箇所である伏越施設7か所及びマンホールポンプの下流9か所について、職員の目視による緊急点検を実施し、異常がないことの確認を迅速に行った。	下水道課
(3) 雨水排水対策の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5	雨水管理総合計画に基づき、優先順位を付けて整備を推進します。	B	・雨水管理総合計画に基づく雨水管整備を推進するための工事、設計業務委託を実施した。 ・具体的には令和7年度を債務負担行為とする「新座市公共下水道野火止中央枝線工事」（φ1200mm、L346.1m）を契約し、また、その下流の実施設業務委託として「新座市公共下水道野火止中央枝線実施設計業務委託」（中大口径、L300m）を予定どおり実施することができた。	下水道課
6	既存の雨水管の計画的な維持管理、改築・更新に努めます。	B	・既存の雨水管調査において、テレビカメラ調査及び潜行目視調査を実施することができた。 ・具体的には栄地区、池田一・二・三丁目地内にて「新座市公共下水道雨水ストックマネジメント計画策定に向けた既設管調査業務委託」を予定どおり実施することができた。 ・業務委託によりテレビカメラ調査を3474.93m、潜行目視調査を2186.08mの計5661.01mの調査を実施し、判定結果より緊急度Ⅱ（簡易な対応により必要な措置を5年未満まで延長可能）967.48m、緊急度Ⅲ（簡易な対応により必要な措置を5年以上に延長可能）2129.84mといった状況把握と2563.69mの安全性を確認することができた。	下水道課

施策のKPI（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るベースの指標値 B：目標値を達成するベースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点達成度	所管課
新座市汚水管路ストックマネジメント計画（第Ⅰ期）による進捗率／改築延長L＝1,560m	0%	17.9%	36.2%				100%	B	下水道課
新座市雨水管理総合計画による整備率／貯留管φ1,200mm L＝650m ※令和6年度実績は、令和7年度を債務負担行為として契約した工事で、令和7年度竣工時に整備延長346.1mとなることから、現時点で計画どおりの進捗となる。	0%	0%	0%				100%	B	下水道課

施策 No.39 脱炭素社会の推進										基本計画掲載頁	114～115
総合評価	B：順調に進捗した	今後の方向性	I：現状のまま継続	施策展開の評価数		A	0	B	3	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	1	C	0
成果	公共施設への再エネ・省エネ設備(太陽光発電設備、空調機器及びLED照明機器)の導入や、市民及び事業者への補助金制度などの実施、また、環境問題等に係る啓発活動を実施し、環境負荷の低減と市民意識の高揚に取り組むことができた。 また、公共施設への再エネ・省エネ設備については、計画どおりに設備の導入が完了した。			成果・課題を踏まえた今後の対応方針	インターネット環境が整っていない等の特殊な事情の方にも事業を知ってもらえる周知方法を検討していく。 また、市のイベント内で環境講座を設け、講座の参加者だけでなく周りの方にも市がゼロカーボンに向けて行動していることを認識してもらえるようにする。						
課題	施策展開は現状のまま継続するが、一部高齢者においてインターネット環境が整っていないなどの問題があったため、周知方法について検討する必要がある。それにつながるものとして、KPI「環境に関する講座・セミナーの開催回数」については、目標値を達成するだけでなく、市民の興味を引けるものにする必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 環境負荷の低減と市民意識の高揚		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	国が示した温室効果ガスの削減目標を踏まえ、市民及び事業者と一体となって、市域における温室効果ガス排出量の削減を目指した取組を進めます。	B	・令和5年度に新座市の計画が重点対策加速化事業として国に採択され、当該計画を基に公共施設への再エネ・省エネ設備の導入や、市民及び事業者への補助金制度などを実施しており、概ね計画どおりに進んでいる。	環境課
2	市民の環境に関する意識の高揚を目的として、幅広い年代に向けた環境保全のための講座、イベントなどを開催し、各種啓発活動を推進します。	B	・市民に対する出前講座、カインズ新店のスペースを借りて行った環境教育イベント、各公民館の講座を通じて環境問題に係る啓発活動を行った。 ・新型コロナウイルスから感染症になったことから、令和6年度以降の講座、セミナーの開催依頼が増えることが見込まれる。講座の積極的なPRについて具体的に検討していく。	環境課
3	公共施設への再生可能エネルギー等の導入を推進するとともに、省エネルギーシステムの設置の普及に努めます。	B	・公共施設への再エネ・省エネ設備（太陽光発電設備、蓄電池、高効率空調機器及び高効率照明）の導入について、計画どおりに施工が進んだ。	環境課

施策のKPI（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るベースの指標値 B：目標値を達成するベースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点 達成度	所管課
環境に関する講座・セミナーの開催回数	17回	27回	25回				30回	B	環境課
温室効果ガスの排出量（市域・事務事業）	市域(R1)618.4千t 事務事業(R2)10,348t	市域(R3)613千t 事務事業(R4)10,276t	市域(R4)601.4千t 事務事業(R5)8,158t				市域442.9千t 事務事業7,165.8t	B	環境課
設置可能な市保有建築物の太陽光発電導入率	28.80%	32.37%	35.97%				43.60%	B	環境課
公用車における電動車の導入率	5.2%	7.4%	14.29%				64.9%	C	環境課